

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件 名	給与からの住民税特別徴収に係る外部結合について（情報項目の追加）
--------	----------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合）

（担当部課：総務部税務課）

## 事業の概要

事業名	給与からの住民税特別徴収にかかる税額通知書の電子的送付
担当課	税務課
目的	<p>現在、給与からの住民税特別徴収については、特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）を電子化し地方税ポータルシステム（eLTAX）に外部結合を行っている。</p> <p>地方税法施行規則の改正に沿って特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の個人番号の項目と、特別徴収税額通知書（納税義務者用）に記載する通知事項を外部結合項目に追加することで、給与支払者（特別徴収義務者）と給与所得者（納税義務者）の利便性を向上させるとともに、区における課税事務の効率化を図る。</p>
対象者	地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用し、かつ電子での特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用、納税義務者用いずれかまたは両方）の提供を希望する給与支払者（特別徴収義務者）から住民税の特別徴収を受ける給与所得者（納税義務者）
事業内容	<p>1 特別徴収事務の概要</p> <p>(1) 仕組み</p> <p>区市町村は、前年中に給与の支払を受け、4月1日現在で給与の支払いを受けている者について、個人住民税を特別徴収の方法によって徴収しなければならないこととされている。特別徴収による納税の仕組みは、下図のとおり。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A["(特別徴収義務者) 給与支払者"] -- "①給与支払報告書の提出(1月31日まで)" --&gt; B["区市町村"]     B -- "②税額の計算" --&gt; B     B -- "③特別徴収税額の通知(5月31日まで)" --&gt; A     A -- "④給与の支払の際、税額を徴収(6月から翌年の5月まで毎月の給与支払日)" --&gt; C["給与所得者(納税者)"]     A -- "⑤税額の納入(翌月10日まで)" --&gt; B     </pre> </div> <p>(2) 特別徴収義務者</p> <p>特別徴収によって地方税を徴収し、かつ納入する義務を負う者をいう。区市町村が個人住民税を特別徴収しようとする場合は、毎年4月1日において納税義務者に給与の支払をする者で、所得税の源泉徴収義務者である者を、特別徴収義務者として指定する。</p> <p>(3) 特別徴収税額通知書</p> <p>特別徴収義務者を指定して個人住民税を特別徴収するため、区市町村長が5月31日までに、税額等徴収に必要な事項を記載して特別徴収義務者（これを經由して納税義務者）に送付するもの。</p> <p>現在、新宿区では電子により給与支払報告書を提出した特別徴収義務者について、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の紙を正本とし、電子を副本として提供している。</p> <p>2 追加項目について</p>

(1) 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）

現在、新宿区では電子により給与支払報告書を提出した特別徴収義務者について、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の紙を正本とし、電子を副本として提供している。

令和3年度の地方税法施行規則の改正（令和6年1月1日施行）により、電子による特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の副本は廃止し、正本（紙または電子）のみを提供する取り扱いとなる。加えて、電子による特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）には個人番号（マイナンバー）の記載が必須となるため、現在外部結合している下記の項目（平成21年度第6回新宿区情報公開・個人情報保護審議会にて承認済み）に、個人番号（マイナンバー）の項目を追加して正本として送付する。

なお、正本の特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）には電子署名を付与して送付する。

（現在の外部結合項目）

項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
項目名	指定番号	宛名番号	受給者番号	住所		氏名		特別徴収額	月割額											市町村コード	
				漢字住所	カナ住所	漢字氏名	カナ氏名		6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分		5月分

※「2 宛名番号」（給与支払者内での給与所得者の通し番号）は、平成21年度了承当時の項目名は「2 個人番号」であったが改称された。

(2) 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

現在、電子による特別徴収税額通知書（納税義務者用）は作成していない。令和3年度の地方税法の改正により、特別徴収義務者が電子による特別徴収税額通知書（納税義務者用）の提供を求めた場合には、電子により特別徴収義務者を經由して納税義務者に特別徴収税額通知書（納税義務者用）を提供しなければならないこととされた。（令和6年1月1日施行）

このため、特別徴収税額通知書（納税義務者用）に記載する通知事項を外部結合項目に追加する。

3 対象者

地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用し、特別徴収を行う特別徴収義務者数（約30,000件）

上記の特別徴収義務者で特別徴収を受ける納税義務者数（約120,000人）

このうち、電子による特別徴収税額通知書の提供を求めた特別徴収義務者及びその特別徴収義務者から給与の支払いを受ける納税義務者が対象となる。

※個人情報の流れは、資料20-1のとおり

## 件名 給与からの住民税特別徴収に係る外部結合について (情報項目の追加)

保有課 (担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
結合される情報項目 (だれの、どのような項目か)	対象者：地方税ポータルシステム (e L T A X) を利用し、かつ電子での特別徴収税額通知書 (特別徴収義務者用、納税義務者用いずれかまたは両方) を希望する給与支払者 (特別徴収義務者) から住民税の特別徴収を受ける給与所得者 (納税義務者)  情報項目：資料20-2のとおり
結合の相手方	(1) 地方税共同機構 (2) LGWANのネットワーク内で給与からの住民税特別徴収にかかる審査システムASPサービスを運営する事業者(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ)
結合する理由	既に特別徴収税額通知書 (特別徴収義務者用) は外部結合をしているところであるが、令和3年度の地方税法の改正および地方税法施行規則の改正により、結合項目の追加及び電子による特別徴収税額通知書 (納税義務者用) の提供が必要となったため。
結合の形態	LGWAN回線を使用したデータの送受信
結合の開始時期と期間	令和6年1月1日から (次年度以降も、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	別紙チェックリストのとおり